

第4号議案

京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例一部改正の件

京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月18日提出

京都地方税機構
広域連合長 久保田 勇

京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都地方税機構事務の処理等に関する条例

第1条中「京都地方税機構規約第4条第1号の事務」を「事務」に改める。

第2条を次のように改める。

（事務の根拠）

第2条 次に掲げる事務については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令の定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

- (1) 法に基づき京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務
- (2) 法に基づき京都府又は京都市を除く京都府内市町村（以下「市町村」という。）が賦課した地方税に係る滞納事案及び国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管手続を行った事案（以下「移管事案」という。）に係る滞納処分及びこれに関連する事務

第3条第1項中「移管事案に係る滞納処分及びそのための質問、検査又は搜索その他徴収に関する職務」を「次に掲げる職務」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 前条第1号の事務に係る質問又は検査に関する職務
- (2) 移管事案に係る滞納処分及びそのための質問、検査又は搜索その他徴収に関する職務

第3条第2項中「前項」の右に「各号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。